

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成31年3月5日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	山本英俊君	副委員長	横山洋介君
	伊藤毅君		谷口和男君
	五味武彦君		小澤重則君
	保坂芳子君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（10名）

議長	長谷部集君		加藤敬徳君
	秋山照雄君		清水和弘君
	金丸幸司君		滝川美幸君
	金丸寛君		清水正二君
	斉藤芳夫君		内藤久歳君

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	望月映樹君	生活環境部長	小田切聡君
福祉部長	本田泰司君	子育て健康部	小宮山正美君
保険課長	三井美樹君	環境課長	中込広人君
敷島支所長兼 市民地域課長	剣持豊彦君	福祉課長	斉藤一己君
長寿推進課長	飯沼秀司君	子育て支援課	戸澤文香君
健康増進課長	長坂千恵子君	国民健康保険 税係長	樋口一君
国民健康保険 給付係長	新奥知恵君	環境保全係長	天野真君

生活環境係長	池田靖君	福祉健康係長	酒井紀子君
保護支援係長	田邊誠君	介護保険係長	赤松圭君
介護予防推進係長	藤原布美君	児童係長	藤田陽子君
保育係長	伊藤敦君	健康企画係長	日本修君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	岩下和也	書記	輿石文明
書記	小澤裕一		

審査内容

1 条例審査

議案第19号 甲斐市立保育所条例の一部改正の件

議案第21号 甲斐市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部改正の件

2 補正予算審査

議案第5号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）

議案第6号 平成30年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第7号 平成30年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第8号 平成30年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第1号）

議案第14号 平成30年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

3 その他

開会 午後 1時27分

○書記（小澤裕一君） 改めまして、こんにちは。

連日のご参集、大変お疲れさまです。

それでは、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、定例会初日に委員会付託されました議案の審査を行います。

初めに、委員長よりご挨拶をいただき、引き続き委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、山本委員長よろしくお願ひいたします。

○委員長（山本英俊君） 改めまして、皆さんこんにちは。

午前中に引き続き、また午後からもよろしくお願ひいたします。

三寒四温はもう過ぎたような気がするんですけども、春に三日の晴れ間なしとって、またあしたの夜には雨のようで、週末も雨という形で、皆さんも定例会も中盤に差しかかっているということで、体調のほうに十分皆さんもご注意なされて、臨んでいただきたいと思ひます。

それでは、委員会のほう始めたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○委員長（山本英俊君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査については一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁もわかりやすく説明していただきたいと思ひます。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思ひます。

傍聴議員の質疑は先ほど申し上げたとおり、会派の割り当て人数により行ひます。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

それでは、初めに条例審査を行います。

議案第19号 甲斐市立保育所条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

戸澤子育て支援課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） お疲れさまでございます。

子育て支援課より甲斐市立保育所条例の一部改正の件につきましてご説明をさせていただきます。

それでは、議案書の87ページ、また、議会資料の63ページをお願いいたします。

議案第19号 甲斐市立保育所条例の一部改正の件につきましてご説明いたします。

さきに、この条例は地方自治法第244条の2及び児童福祉法第35条第3項の規定に基づきまして、甲斐市立保育所の設置及び管理に関し、必要な事項を定めておるものでございます。まず、議案書87ページをお願いいたします。

これは松島保育園の閉園に伴いまして、甲斐市立保育所条例の一部を次のように改正いたします。第2条の表、甲斐市立松島保育園の項を削るものであります。

提案理由といたしまして、民設民営事業者社会福祉法人さくら会が平成31年4月から松島保育園にかわる新たな保育園を開園することにより松島保育園が平成30年度末で閉園になるため、所要の改正を行う必要があるためでございます。

附則といたしまして、平成31年4月1日から施行となるものでございます。

議会資料の63ページ、新旧対照表をごらんください。

第2条におきまして、「保育所の名称及び位置は次のとおりとする」のところ、表の6段目が松島保育園の名称と位置になっており、それを削除するものであります。

なお、条例改正に伴いまして、施行規則等の一部改正もございますので、説明をさせていただきます。

議会資料64ページをお願いいたします。

甲斐市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

65ページ、新旧対照表で説明をさせていただきます。

第3条におきまして、「保育所の定員は次のとおりとする」のところ、表の6段目が松島保育園の名称と定員となっており、それを削除するものであります。

次に、議会資料66ページになります。

甲斐市行政組織規則の一部を改正する規則でございます。

67ページ、新旧対照表で説明をさせていただきます。

第3条第2項におきまして、「所管する組織と出先機関」のところ、表の7段目でございますが、子育て支援課が所管する出先機関の部分で松島保育園の名称がございますが、それを削除するものであります。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了し、以上で質疑を終了いたします。

これより議案第19号 甲斐市立保育所条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第19号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第19号を終わります。

ここで職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時35分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、議案第21号 甲斐市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部改正の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

中込環境課長。

○環境課長（中込広人君） 大変お疲れさまでございます。

環境課です。よろしくお願いいたします。

それでは、環境課から議案第21号 甲斐市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部改正の件につきましてご説明させていただきます。

甲斐市定例市議会議案につきましては91ページを、甲斐市定例議会資料につきましては69ページからになりますので、よろしくお願いいたします。

本議案の提案理由であります。市内における合併浄化槽への転換を促進するため、所要の改正を行う必要があることから、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、甲斐市定例市議会資料69ページの新旧対照表にてご説明させていただきます。

本条例に基づきます市町村設置型合併浄化槽整備事業につきましては国の交付金を活用いたしまして、敷島、双葉地区の北部10地区を対象に河川の水質浄化を目的として、平成20年度から実施しているものであります。

当初は下水道課において所管しておりましたが、平成23年度の機構改革及び業務見直しにより、現在は環境課が所管しております。

合併浄化槽整備事業の財源内訳としましては、国の交付金が30分の10、起債が30分の17、受益者負担金が30分の3、合計30分の30となっております。

条例改正の内容であります。合併浄化槽整備事業におきましては対象住宅については既存住宅、増改築住宅、宅地分譲を含みます新築住宅のいずれの場合も整備対象としていたところですが、今般、新築住宅を対象外とするとともに単独浄化槽から合併浄化槽への転換のみ整備対象とするものであります。

条例改正による具体的な整備対象例といたしますと、既存住宅で単に単独浄化槽から合併浄化槽に切りかえるもの、また、既存住宅を取り壊して新築する際、単独浄化槽から合併浄化槽に切りかえるもの、あるいは増改築やリフォームに伴い、単独浄化槽から合併浄化槽に

切りかえるものとなり、宅地分譲などがこれに該当いたしますけれども、建物がなかった敷地に家屋を新たに建てるものについては整備対象外といたします。

条例をこれらの内容に改正するため、69ページ新旧対照表にもあるとおり、第2条第3号の新築部分に当たる条文を削除するとともに、第5条の括弧書きの部分を旧の「し尿のみを処理する浄化槽の構造を変更して合併浄化槽とすることを含む」から「汲み取り便槽又はし尿のみを処理する構造を変更して合併浄化槽とすることに限る」に変更いたします。

今回、条例改正に至った背景ではありますが、国における浄化槽関連の平成31年度予算に伴う浄化槽整備方針の転換によるものであります。

平成12年の浄化槽法の改正以降につきましては、新規設置については合併浄化槽の設置を義務づけておりますが、し尿のみを処理する単独浄化槽の設置が全国にまだ約423万基が存在しているため、平成31年度からは単独浄化槽から合併浄化槽への転換を重点化することとなったところであります。

具体的には限られた財源の中で合併浄化槽を推進するべく新築家屋の浄化槽設置については汚水処理施設の未普及解消や災害復旧対応に資するものに重点化していくこととし、交付金対象事業から都市計画法等に基づく開発許可を得た民間事業者による新たな宅地造成に伴う浄化槽の設置を補助対象外となりました。

このため、平成13年度以降は新築住宅は合併浄化槽の設置義務があることに鑑み、事業対象区域内の新築住宅の取り扱いを統一するため、新築住宅を事業対象外とすることといたしました。

また、この改正を機に市内全域の水環境の保全の観点から市町村設置型合併浄化槽整備区域の変更をいたすことといたしました。

これまで、市内には下水道整備区域と市町村設置型合併浄化槽整備区域のほか、その他の区域の中間に達しますみずからが合併浄化槽を整備する区域、いわゆる空白区域や市街化調整区域があり、市街全域での水環境の保全につきましては未整備の部分がございました。

今回、事業対象後、単独浄化槽から合併浄化槽に転換するものとするに当たり、市町村設置型合併浄化槽区域を拡大し、これより市内全域の水環境の保全を図ることといたします。

拡大する区域の具体的な場所ではありますが、下水道計画区域及び地域し尿処理施設区域、並びに農業集落排水施設区域、これら区域以外の区域を市町村設置型合併浄化槽区域といたすものであります。

したがって、市内にある世帯は下水道計画区域、地域し尿処理施設区域、農業集落排

水施設区域、市町村設置型合併浄化槽区域のいずれかに属しますので、市内全域の水環境の保全が図れるものと考えております。

なお、市町村設置型合併浄化槽の区域は条例においては告示で行うこととしておりますので、条例の改正はございません。

条例改正の施行日、事業区域の変更日につきましては、平成31年4月1日からとしております。

次に、資料70ページ、71ページをお願いいたします。

条例の改正及び対象区域の拡大に伴い、条例施行規則を一部改正するものであります。

内容につきましては、71ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

規則2第4条の2を追加し、「前項第1項の規定による合併浄化槽の申請については予算の範囲内で受け付けるものとする」を加えることといたしました。

規則改正の理由であります。合併浄化槽整備事業につきましては、冒頭でご説明したとおり、国の交付金を活用して実施しておりますが、交付金内示額の範囲で行うためであり、区域拡大による年度間の申請件数を調整するとともに設置件数の平準化を図るものであります。

通常、交付金の内示額につきましては、前年度の希望調査に基づき、翌年度に配分されるところでありますが、この内示額を上回る申請があった場合、国に対して交付金の増額を要望するとともに、補正予算を計上することとしておりますけれども、それを調整するものでございます。

以上が議案第21号 甲斐市戸別合併浄化槽の整備に関する条例の一部改正の件につきまして、ご説明とさせていただきます。よろしくご説明申し上げます。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

横山副委員長。

○委員（横山洋介君） 該当する浄化槽は今何基あるのか、把握はできていますか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 平成20年度からこの合併浄化槽事業の事業貸し付けするときの対象区域の世帯数につきましては約800というふうに見込んでおりましたが、区域を拡大することによって約1,300世帯に対象世帯がふえるところでございます。

○委員長（山本英俊君） 横山副委員長。

○委員（横山洋介君） あと、これ合併浄化槽に変えなかったときの罰則とかそういうのは、何年間で変えなさいとかという、そういったことはあるんですか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 平成13年度からは先ほど説明したとおり、新規に設置する場合につきましては、合併浄化槽を設置しなければならないというふうな義務づけがなっておりますが、それ以前の単独浄化槽につきましては、みなし浄化槽というふうな立場の中で特にそれを切りかえなければ罰則が適用になるといったものはありません。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 71ページのところの条文なんですけれども、予算の範囲内、70ページにもあるんですけれども、予算の範囲内ということは、例えば、行政のほうで大体来年度はこのくらいだ、だから予算はこうだと、それにつけてもらうということだと思っただけでも、それをオーバーした場合はさらにもう一回補正をかけて、予算がつけば、その方には希望として出せるという考え方でいいですか。追加で工事ができるという考え方でいいですか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 基本的にはこの事業につきましては国の交付金をいただいて実施している事業でございます。先ほどちょっと説明いたしましたが、前年度に翌年度の国のほうに希望額のほうをこちらのほうで申し込みをいたしまして、それに対して内示額が来て、工事を開始するというふうになっております。

その補助金以上にもし申請があった場合につきましては、当然我々も国のほうに追加要望を出しますけれども、そこで国のほうが予算がつけられないといったことでありましたならば、翌年に持ち越して、その申請者に整備するというふうなことを考えておるところでございます。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 確認ですけれども、予算がつけばもちろん、国から。予算がおりればできますよという言い方で、オーバーした世帯についてはちょっと年数がかかると、年数ということはないけれども、1年間待ってくださいよというふうな言いわけになっちゃうのかな、いいですか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） これまで新築住宅を対象としておりましたが、さすがに新築のほうに関しましては、私どもの都合の中では進んでいかないという部分が課題であったところでありまして、たまたま今までは予算の範囲内で実施できていたわけですがけれども、今度は対象区域を拡大するという形の中で、申請件数が多くなることも予想されるわけですが、そんなことにも調整もしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） もう一つ別なんですけれども、対象が800から1,300までふえると、それぞれ地域が散らばっていると思うんですが、例えば、双葉、竜王、敷島地区で大体この辺だということは言えるんですか。おおむねの場所でいいんですが。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 今度、区域を拡大するところで、おおむねのところですが、双葉地区でいうと、団子地区、そして駒沢地区、そして竜王地区でいきますと、竜王1区、竜王3区とか、そういった調整区域のほうの世帯が対象になるところでございませう。

○委員（五味武彦君） ありがとうございます。

○委員長（山本英俊君） そのほか、なければ質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今の確認だけでも、今までは敷島、双葉だけだったね、800という。それが今度、地域拡大になって、竜王も対象になったということ。これ次年度から、いつからなの。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） これまで敷島と双葉の10地区を対象としていた事業でございませうが、実は下水道計画区域と合併浄化槽区域の間には空白区域がありまして、さっき言った団子地区につきましては空白区域で自分で合併浄化槽なりを整備しなければならなかったんですけれども、それですと、市内全域をいわゆる下水道とか合併浄化槽等、水保全のものが漏れていたというふうになりますので、今回、設置対象を新築を削ったことに対しまして、今度は市内全域の水環境という中で、いずれか合併浄化槽か、もしくは下水道計画区域かというふうになりますので、一応基本的に市内を全部網羅するものでございませう。

ですので、先ほど竜王地区のほうは調整区域と言われますけれども、調整区域は下水道が基本的には行きませうので、しかしながら、農家住宅とか既にあるようなございませうの

で、それにつきましては合併浄化槽の整備区域に含めて、ことしの4月1日からそれを施行させていただきたいと思っております。

○委員長（山本英俊君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 説明はわかったんだけど、今まではそういうことで区域をやって、今回、竜王まで広げたということに関して、今までは竜王地区の皆さんはそういう認識は持っていた。今回、拡大をして竜王地区の人たちは下水が来るよという思いがあったのか。それとも、そういうことはもう何か中間的な立場の中で、そういう整備に関するものに関しては住民の方に何かアナウンスはしていたということか。

○委員長（山本英俊君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 竜王地区におきましては、調整区域が該当するんですけども、基本的に都市計画区域内の調整区域については下水道が行かない、いわゆるその住宅を推進するところではないので、それを承知で調整区域のほうに家を建てているものと考えておりますので、認識しているというふうに考えております。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、質疑を終了いたします。

これより議案第21号 甲斐市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

本案について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第21号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第21号を終わります。

ここで、条例審査を終了いたします。

ここで、職員入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時54分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、補正予算審査を行います。

議案第5号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りいたします。審査は担当課ごとに説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） それでは、そのようにいたします。

初めに、長寿推進課より3款民生費1項社会福祉費について、説明を求めます。

飯沼長寿推進課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お疲れさまでございます。

それでは長寿推進課から平成30年度一般会計補正予算（第5号）について、ご説明を申し上げます。

補正予算説明書14ページ、15ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、16介護保険特別会計繰出金2,504万7,000円の増額につきましては介護保険特別会計の保険給付費等の増額補正に伴い、市負担分を一般会計から介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

詳細につきましては介護保険特別会計の補正の際にご説明を申し上げます。

一般会計の長寿推進課にかかわります補正予算につきましては以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 質疑ありませんね。

傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで長寿推進課の質疑を終了します。

ここで職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時57分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、福祉課より3款民生費、1項社会福祉費及び3項生活保護費について、一括で説明を求めます。

齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤一己君） よろしくお願ひいたします。

それでは、福祉課から今回の補正予算につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書14、15ページをごらんください。

ページ中ほどにあります3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のナンバー22社会福祉協議会助成事業につきましては、地域福祉基金の利子に係る財源内訳補正を行ったものでございます。

次に、補正予算説明書16、17ページをごらんください。

ページ下段にあります3項生活保護費、2目扶助費のナンバー01扶助費において2,570万円の増額補正をお願いするものです。

補正額の財源内訳は国から生活保護費負担金として4分の3相当額の1,927万5,000円、それ以外は一般財源となります。

補正の内容ですが、本事業につきましては生活保護受給者に係る扶助費のうち、けがや病気により医療を必要とする際、全額公費負担となる医療扶助の金額が今年度の上半期において直近3年間でもっとも高額であった昨年度の約2億7,000万円を2,500万円ほど上回る約3億円となったことから、今年度の決算見込み額を算出するに当たり、過度な見込みを控え、

昨年度の下半期の状況を参考に12月補正において、7,367万8,000円の増額補正をさせていただきました。

しかし、下半期の支出状況が本年1月末までに昨年度を約2,000万円上回っており、不足額が生じる見込みから、今回、再度増額補正をお願いするものです。

以上が補正予算の内容となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 増額になっているのは仕方ないと思うんですけども、医療費の削除ということで、ジェネリック医薬品の普及とかされていると思うんですけども、そちらのほうの徹底度合いとか、そういうのはどうなっているんでしょう。

○委員長（山本英俊君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 現在、500を超える世帯を所管させていただいておりますが、担当ケースワーカーのほうにおいて、医療行為を受ける際のジェネリック医薬品の周知徹底というのはさせていただいております。

○委員長（山本英俊君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） これで結構です。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑はありませんか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 生活保護世帯のけが、病気ということで、ここ何年も当然上がってまいりますよね、順々にね。ここ何年かの推移というのはわかりますか。

今回は2,500万、またふえっちゃったんですけども、トータルで……。

○委員長（山本英俊君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤一己君） おっしゃられるとおり、ここ直近3年間では平成28年度の決算額になりますが、9億7,000万先でした。昨年度につきましては10億7,000万ということで、今回補正をさせていただきました金額によりまして、10億8,718万円というのを見込んでいる状況になります。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 結局、生活保護世帯の増というのと、あと、保護の金額が上がって

るということでもいいんですか。世帯増でもいいでしょうか。

○委員長（山本英俊君） 齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 今回の補正の主な要因というのは、生活保護費が8種類の扶助費というのがありまして、その中に医療扶助というのがあるんですが、その医療費が高騰というか大きな手術を受けられる方が多数おまして、ざっと申しますと、骨盤の損傷で約400万の手術とか、頸椎頸髄損傷で250万とかということで、大きな金額の手術を要する方、また、通院等でも骨髄の腫瘍等で月額260万から320万の医療費がかかる方とか、調剤でも一人で月額200万円の調剤がかかるという方もいらっしゃいますので、そういった方たちがイレギュラーで発生してくるということが大きな医療費の増額になるという要因と考えております。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） そうすると、対象者は余り変わらないんだけど、その中身の問題、重病なのか、いろんなその質によって随分変わっちゃうということでもいいんですか。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） おっしゃられるとおり、扶助費につきましては、ある程度、通院それから調剤というのも過年度の状況等を勘案して予算計上させていただいておりますが、先ほど申しましたとおり、大きな手術とか多額な調剤がかかるような方が多数出てまいりますと、今回のように補正をしなければならないという結果になっております。

○委員（五味武彦君） 以上です。

○委員長（山本英俊君） ほかに。

横山副委員長。

○委員（横山洋介君） すみません、五味委員のちょっと関連になるんですが、その医療を受ける制限とかあるんですか。それとも、もう望んだものは全て治療を受けられるということですか。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 生活保護の方につきましては、原則、医療券というものを出示させていただいております。その医療券というのは、あらかじめこういった病気によって通院をしたいからということで、病院の指定等をさせていただきます。あとは、他方優先ということで、例えば、心臓の手術をするとか、人工透析を受けるとかという場合については自立支援の更生医療を使うというように他方で優先的になる制度があればそちらを用いて、どこに

もかからないというものについては生活保護のほうで負担するという内容になっております。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 現時点での受給者の人数と世帯数をちょっと教えてください、最新の。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 1月末現在になりますけれども、全部で世帯では506世帯、停止中が14世帯ございますので、所管いたしておりますのは全部で520世帯というふうになります。

また、人のほうで申しますと659人、停止中の方が16人ということで、合計675人を所管させていただいております。

○委員長（山本英俊君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 停止中の14というのは、その内容はどんな内容で停止になっているんですか。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） この停止中というのは、例えば、施設等に入所したりしますと、所定の経常経費というのがある程度固定されてまいりますので、保護費で支給したものが、多少保有金として貯まっていってしまうケースがございます。そういった場合、ケースワーカーのほうで保有金のほうを調査させていただいて、保有金がなくなるまでの間はその分で自立して生活をしてくださいということで、なくなり次第、また生活保護を再開するというような内容になっております。

○議員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑ありませんか。

齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 今、例を挙げてもらった高額医療の何例かが、みんな高齢者ですか。

○委員長（山本英俊君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 全部が全員高齢者というわけではございません。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで福祉関係の質疑を終了いたします。

ここで職員の入替えのため暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時08分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、子育て支援課より3款民生費、2項児童福祉費について説明を求めます。

戸澤子育て支援課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） お疲れさまでございます。

子育て支援課から補正予算につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書の14ページから17ページになります。

初めに、14ページ、15ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費であります。補正前の額9億1,232万1,000円に対しまして、435万円を減額補正し、補正後の額を9億797万1,000円とするものでございます。

財源内訳の国県支出金484万2,000円につきましては乳幼児医療費助成事業費県補助金の増額でございます。

地方債マイナス700万円は双葉西保育園建てかえ事業に充てております合併特例債の減額でございます。そのほか13万6,000円は地域振興基金繰入金サテライト双葉分でございます。

15ページの説明欄をごらんください。

10児童福祉諸費でございますが、1,015万円の減額補正となります。内訳でございますが、旧竜王南保育園解体の際に出た高濃度のPCBを保有した蛍光灯用の安定機の処分費を平成30年度予算で計上していたところでありまして、処分を行うに当たり処分業者に連絡をしたところ、事前登録や説明会に出る必要があり、今年度の説明会はその時点では予定されていない旨の回答をいただきました。そのため、今年度での処分は実施できないことから平成

30年度予算として計上していたP C B廃棄物処分料281万4,000円の全額の減額補正をするものであります。

また、同じく児童福祉諸費であります。双葉西保育園建てかえ事業におきまして、昨年12月までに事業に必要な用地の買収が完了したため、不用額分733万6,000円の減額補正をするものであります。

以上、合計1,015万円の減額補正をお願いするものです。

次に、11子ども医療費助成事業であります。支給実績額をもとに支給見込み額を算出したところ、未就学児と小学生の医療費に伸びが見込まれることから、580万円の増額補正をお願いするものであります。

14ページをお願いいたします。

一番下の段になりますが、2目児童措置費であります。補正前の額が13億1,290万1,000円に対しまして、1,000万円を減額補正し、補正後の額を13億290万1,000円とするものでございます。

財源内訳の国県支出金マイナス783万9,000円につきましては、まくっていただきまして16ページをお願いいたします。

財源内訳の表にありますとおり、国及び県それぞれの年齢区分におけます交付割合の合計でございます。

17ページの説明欄をごらんください。

01児童手当でございますが、年度3回、1回に4カ月分を支給しておりますが、6月及び10月支給額8カ月分の実績をもとにしまして、支給見込み額を算出したところ1,000万円の不用額が見込まれるため、減額補正をお願いするものであります。

16ページをお願いいたします。

3目母子福祉費であります。補正前の額3億9,428万9,000円に対しまして、585万6,000円を減額補正し、補正後の額を3億8,843万3,000円とするものでございます。

財源内訳の国県支出金マイナス439万2,000円につきましては国の児童入所施設措置費等負担金マイナス292万8,000円、県の児童入所施設措置費等負担金マイナス146万4,000円でございます。

17ページの説明欄をごらんください。

04助産母子生活支援事業マイナス585万6,000円でございますが、今年度、母子寮の入所がなかったため、全額を不用額として減額補正をするものであります。

16ページをお願いいたします。

4目保育所費であります。補正前の額26億6,892万5,000円に対しまして、320万8,000円を増額補正し、補正後の額を26億7,213万3,000円とするものでございます。

財源につきましては全て一般財源となります。

17ページの説明欄をごらんください。

20竜王北保育園費48万4,000円、21竜王東保育園費164万6,000円、22竜王中央保育園費46万2,000円、双葉西保育園費61万6,000円の増額でございますが、平成31年4月の保育園の新規受け入れに当たりまして、市内公立・私立保育園において1歳児の受け入れ希望が定員を上回る状況となりました。広域入所を近隣市町村にもお願いしましたが、どこも本市と同様の状況になっており、また、県でもまずは各市町村で対応をするようにとの回答でございました。

このため、市内私立保育園には受け入れ枠の見直しをお願いするとともに、公立保育園においては遊戯室を保育室として活用することで、受け入れ枠の拡大を図ることといたしました。

竜王北保育園の増額は新たに受け入れる園児のための食器類や未満児用の避難車、また、給食用ワゴンの購入費となります。

次の竜王東保育園費の増額は同じく新園児のための食器類、また2階にございます遊戯室には水道場がないため、水道場の設置工事費や子供の安全性を考えました柵の設置工事費、また暗幕しかないため、ロール式カーテンの設置工事費、そのほかとしまして、椅子、ロッカーの購入費用となります。

次の竜王中央保育園の増額はやはり同じく新入園児のための食器類、椅子、じゅうたん等の購入費となります。

次の双葉西保育園の増額は同じく新入園児のための食器類、椅子、未満児用の避難車、食缶を置くための移動式カートの購入等でございます。合計320万8,000円を増額補正をお願いするものであります。

16ページをお願いいたします。

5目児童館費であります。補正前の額2億5,233万6,000円に対しまして、10万円を増額補正し、補正後の額を2億5,233万6,000円とするものでございます。

財源内訳のその他10万円は児童福祉費寄附金になります。

17ページの説明欄をごらんください。

26敷島ふれあい中央児童館費10万円の増額でございますが、昨年12月25日に以前から敷島ふれあい中央児童館で読み聞かせのボランティアをしてくださっている市民の方から図書購入費に充ててくださいとのことで10万円の寄附がありました。そのため、図書購入費として備品購入費10万円の増額補正をお願いするものであります。

以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 04の助産母子生活支援事業で母子の入所者がなかったということで、これ減額補正なんですけれども、こういうふうになると来年度の予算にやっぱりちゃんと盛ることができるんですか。それとも実績ということで、どんなふうな……。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 来年度の予算につきましては、今年度まだそういう申請と
いうか、そういう方がいないんですけれども、半年分の予算の計上をさせていただいており
ます。

そして、もしも4月、5月にそういう形で申し込みがあった場合には補正での対応をさせて
いただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑はありませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） もう一つ、保育所費の320万8,000円、これはふえた分は市のほうで
やりなさいという話ということですが、後から国とか県とかからは来ない。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 公立保育園になりますので、国とかの補助はちょっと期待
できないところでございます。

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） これは15ページ、子ども医療費助成事業があると思います。これで
2年目になるのかな、中学生の補助とか何とかフルにして。ということは今回は580万の増
と、補正をつけるんですけれども、全体的に小学校、中学校、それぞれ例えばどのくらいの

金額なのか、人数なのか。これは償還払いの部分もあるので、一概にここからここまで切りはできないと思うんだけど、大体のその数字というものは出せるんですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 実績で申し上げてもよろしいでしょうか。

まず、平成29年度になりますが、未就学児になります。こちらのほうが助成金額でいきますと、1億2,276万9,929円です。

〔「人数まで言えますか」と呼ぶ者あり〕

○子育て支援課長（戸澤文香君） 人数は助成の対象者として、実際にかかった人たちの人数になるんですけれども、4,742人になっております。

小学生になりますが、助成の対象者が5,871人、助成の金額が1億3,384万3,522円です。中学生になりますが、助成対象者は1,451人です。助成の金額になりますが、2,891万4,209円になります。高校生になりますけれども、こちら5人助成対象者がおりまして、助成金額は25万3,473円でした。合計で29年度は助成金額2億8,578万1,133円となっております。28年度の実績もこのような形でご報告……。

〔「いいです、29年度がわかれば、私の場合は」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 30年度はまだまだトータルしていないので、いずれここで補正をかけるということは、ふえるであろうということだと思います。

それから、中学、高校と上がっていくんですが、確かにみんな医療はかからなくて、みんな健康になって、未就学とか小学生、この辺の対象がやっぱり多いのかなと思います。

もう一つ別の項目でいいですかね。

17ページの保育園費のところなんですけれども、先月でしたか、保育園の1歳児が50人ぐらいふえちゃったと、それをどうするかということだと思うんですが、それぞれその北保育園から東とかいろいろ4つあると思うんですけれども、結局何人ぐらいふえて、クラスをふやさなければならなくなったとは思うんですよ。この辺ちょっと教えていただけますか。どのくらいふえたのかというのを。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 今、実際に一次の募集が終わりまして、先日、決定通知のほうを出したところではございますが、まだまだ4月までの間、現在もきょうも窓口のほうに4月の入所の希望というものがありましたので、ちょっと人数的なものは受け入れ枠をふ

やしたということでのご紹介とさせていただきますてもよろしいでしょうか。

それでは、保育園ごとになります、竜王北保育園が定員が146のところを152名、ふやしまして、6名の増加になります。次が竜王の東になります、定員が145のところを149までふやしましたので、4人ふやした形になります。竜王中央保育園になります、定員が136名のところを合計で151名、ふやしましたので、15名の増加になります。双葉西保育園になります、認可定員が170名のところを177までふやしましたので、7名の増加ということになりまして、1歳児35名を公立保育園のほうではふやさせていただきました。

それ以外のところで市内の私立保育園のほうに依頼をしまして、17名、私立保育園のほうも受け入れ枠のほうをふやさせていただきました。

以上になります。

○委員長（山本英俊君） ほかに。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 先ほど竜王南のPCBの蛍光灯の処分が何か向こうへ行ったという話なんですけれども、これはまさかどこに、業者がもう持っていつてはいるということなんですかね。置いてあるわけじゃないですよ。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 今、竜王庁舎の本館の北側の屋外非常用の発電室があるんですけれども、そちらのほう鍵がかかるような状態になっておりまして、そちらの中に厚生のパール缶、PCBのものを保管をする専用の容器がございまして、そちらのほうに入った形になっております。

ですので、安全な形で一応保管はしております。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 来年度にということですが、来年度早々やるということですか、これは。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 平成34年度までには処分をすることとなっておりますので、31年、来年早々、まずは説明会のほうに出なくてはならないということもありますので、登録をさせていただきますして、説明会のほう時期の合うときに出させていただきますして、できれば、早くて来年度、もしくは再来年度には処分のほうをさせていただきますと思っております。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それ業者がやるんじゃないで、説明会は市で聞きに行ってやるという意味なんですか。それはどうしてですか。業者に任せたんじゃないですか。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 高濃度のPCBにつきましては、処分業者が北海道ですとか九州ですとかもう決められておまして、そこの業者で主催をします説明会にまず出る必要がございます。そちらの説明会に出てからの処分の多分スケジュールですとかそういうものを組む形になると思いますけれども、そういう形になっております。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） これはここだけの竜王南ということだけなんですか、ほかにはない、大丈夫なんですかね、ないんでしょうね。そういったことが。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 今回の処分、このペール缶の中に入っておりますのが、14基ございまして、13基につきましては、先ほども説明したとおり竜王南保育園をつぶした際のもので、残りの1基につきましては、総務のほうでの預かりになっておりますので、今ちょっとその辺はわからないんですけれども、市の中で所有しているものはここにあるもののみと思います。申しわけございません。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） この子育て支援課だけでやるんじゃないで、やっぱりここに言ってもあれかもしれませんが、全体でもう一回調べるとかそういう必要はないんでしょうかね。ここに言ってもしょうがありませんけれども、やっぱり何か非常に怖いような気もするので、全市で総務課とかそういったところにちゃんと全部市内調べるようにしていただいたほうがいいのかと思うんですけれども、そういう必要ありませんかね。ここで言ってもしょうがないんですけれどもね。部長さんどうですかね。

○委員長（山本英俊君） 小宮山部長。

○子育て健康部長（小宮山正美君） ただいまの保坂委員のご質問ですけれども、一応PCBのこの関係につきましては、こちらの一存ではできないという処分があつて、その処分するところの施設が決まっているということで、そちらのほうと連絡をとりながら対応をしていくということになります。

それから、甲斐市の庁舎内というか甲斐市の中でもほかにこういうものがあるかという調

査につきましては、私どもの担当以外のところは今つかんでおりませんので、また、広く呼びかけまして、話をして、ちょっと対応を考えるようにいたします。

何ともちょっと私のほうからは全て調査をすとかという答弁はできませんので、申しわけありませんけれども、検討させていただくということでお願いをいたします。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 例えば、そういうところも北海道とか遠いところにしかなくて、説明を聞きに行くわけですね。それは子育て支援課だけではなくて、ちゃんと市のほうで総務課なりで、ちゃんと聞きに行ったほうがいいのかと思ったわけなんですけれども、これも言ってもしようがないかもしれませんけれども、担当課にそのとおり言っておいていただければと思います。

○委員長（山本英俊君） 戸澤課長。

○子育て支援課長（戸澤文香君） 私のほうで今、説明不足かもしれないんですけれども、北海道のほうに業者があるところが東京から上のところを管轄しているということです。それで別に北海道のほうで説明会があるばかりじゃなくて、山梨でするときもあるし、東京でするときもあるから、東京でするときに説明会のほうに行ければいいのかなと思っているんですけれども、必ずしも北海道に業者があるから北海道で説明会があるのではなくて、それぞれ地域に来てやってくださるみたいなので、31年になりまして早々、業者のほうにお願いをしまして、うちのほうにありますよということで、説明会のほうのお願いをしたいと思っております。

○委員長（山本英俊君） ほかに質疑ありませんね。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで子育て支援課関係の質疑を終了します。

ここで職員の入替えのため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時37分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、健康増進課より4款衛生費、1項保健衛生費について説明を求めます。

長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） お疲れさまでございます。

健康増進課及び敷島支所市民地域課から補正について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の18ページをお願いいたします。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費であります。

補正額275万1,000円の増額をお願いし、3億5,656万7,000円にするものでございます。

内訳は19ページをごらんください。

説明の欄になりますけれども、敷島及び竜王保健福祉センター事業の需用費であります。

内訳はまず23敷島保健福祉センター事業に167万7,000円の増額で、内容につきましては、原油価格の高騰により燃料費と電気料に不足額が生じる見込みのため、燃料費87万3,000円及び電気料80万4,000円の増額補正でございます。

次に、30竜王保健福祉センター事業に107万4,000円の増額で、内容につきましては、敷島保健福祉センター同様、燃料費15万3,000円及び電気料37万1,000円の増額補正でございます。

また、竜王保健福祉センターにつきましては、社会福祉協議会によるデイサービスを実施しており、そのお風呂には釜無川レクリエーション施設の温泉を利用しておりますが、その井戸ポンプが故障した間、水道水を補充して対応したため、上下水道料55万円の増額が含まれております。

以上、敷島及び竜王保健福祉センター事業合わせて需用費275万1,000円の増額補正についてご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 敷島と竜王があるので聞くんですけども、双葉の場合は社協は移動したけれども、一応名前は保健福祉センターですよ、あそこは。あそこないというのは、ないということなんですね。

○委員長（山本英俊君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 今回、双葉の保健福祉センターにつきましては、補正はございません。竜王と敷島のみということになります。

○委員長（山本英俊君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 使用していないということで、建物はあるんだけど、そういったことはしていないということではないのでしょうか。なかったということで。

○委員長（山本英俊君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 敷島につきましては、各種事業をしていることと、社会福祉協議会が入っております。それから、歩行浴プールの関係があります。

竜王につきましても各種保健事業はやっていること、それから、デイサービス事業をやっているんですけども、双葉につきましては保健事業をしているのみで大きなそういう敷島、竜王のような事業をしていませんので、そこで差がありますので、特に補正はございません。

○委員長（山本英俊君） そのほか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） 委員の質疑なければ、質疑のほうを終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで健康増進課関係の質疑を終了いたします。

ここで職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時43分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開いたします。

次に、環境課より4款衛生費、3項清掃費、8款土木費、4項都市計画費、13款諸支出金、1項基金費について、一括で説明を求めます。

中込環境課長。

○環境課長（中込広人君） 大変お疲れさまでございます。

環境課です。よろしくお願いいたします。

それでは、環境課から一般会計2月補正予算につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書につきましては18、19ページの中段になりますので、よろしくお願いいたします。

4款衛生費、3目清掃費、1項清掃費のうち07広域事務組合負担金を12万6,000円減額するものであります。減額の内容であります。境川最終処分場建設事業負担金でありまして、平成29年度の境川最終処分場建設に伴う委託料が減額となりましたので、その余剰金を平成30年度負担金にて調整を行うため、本市分といたしまして12万6,000円が減額になったものであります。

次に、補正予算20、21ページをお願いいたします。

中段にございます8款土木費、4項都市計画費、3目下水道費のうち02合併浄化槽事業特別会計繰出金につきまして299万3,000円を減額するものであります。

減額の内容であります。合併浄化槽事業整備事業につきまして、当初予定しておりました整備基数を下回ったため、決算見込み額を精査する中で建設改良に係る繰出金を減額するものであります。

次に、24、25ページをお願いいたします。

下段にございます13款諸支出金、1項基金費、14目環境保全基金費であります。2万5,000円を増額するものであります。

増額の理由であります。基金運用利子において、当初予算では6万円を見込んでいたところですが、実際の運用が8万5,000円と見込まれることから、差額の2万5,000円の増額を補正するものであります。

以上、2月補正予算のうち環境課が所管いたします一般会計3件につきまして、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで環境課関係の質疑を終了いたします。

以上で議案第5号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第5号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）について、討論、採決を行います。

本案について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第5号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第5号を終わり、ここで職員の入替えのため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時48分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、議案第6号 平成30年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明、質疑は歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

三井保険課長。

○保険課長（三井美樹君） お疲れさまでございます。

議案第6号 平成30年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして

ご説明いたします。

議案の25ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1億3,949万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を77億7,054万7,000円とするものでございます。

補正予算説明書36ページ、37ページをお願いいたします。

歳入につきまして、ご説明いたします。

5款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、1節保険給付費等交付金普通交付分1億3,990万円の減額は保険給付費決算見込み減額に伴う財源としての補正でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金40万9,000円の増額は基金運用利子の決算見込みに伴うものでございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

38ページ、39ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目01一般被保険者療養給付費1億7,000万円の減額、2項高額療養費、1目01一般被保険者高額療養費3,000万円の増額、3目01一般被保険者高額介護合算療養費10万円の増額は全て決算見込み額による補正でございます。

3款国民健康保険事業費納付金は平成30年度から広域化に伴い、県から示された納付金確定金額に伴う補正でございます。

1項医療給付費分、1目01一般被保険者医療給付費分1,724万4,000円、2目01退職被保険者等医療給付費分250万7,000円、2項後期高齢者支援金分、1目01一般被保険者後期高齢者支援金等分8,531万5,000円、2目01退職被保険者等後期高齢者支援金等分は85万1,000円、最後に3項1目01介護納付金分は4,675万4,000円で全て減額となっております。

40ページ、41ページをお願いいたします。

7款1項基金積立金、1目01財政調整基金積立金1億5,289万7,000円の増額は基金運用利子増額分と納付金確定減額分の積立金となっております。

最後に、9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、5目01償還金18万3,000円の増額は平成29年度国民健康保険高額療養共同事業負担金の確定に伴う償還金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第6号の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第6号 平成30年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第6号について、採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

これで議案第6号を終わります。

ここで職員の入替えのため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 2時55分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、議案第7号 平成30年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明、質疑は歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

飯沼長寿推進課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、長寿推進課から議案第7号 平成30年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、説明をさせていただきます。

補正予算説明書45ページと46ページをごらんください。

45ページが歳入の総括、46ページが歳出の総括でございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ2億1,784万7,000円の減額をお願いし、補正後の予算額は47億966万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、平成30年度決算見込みに伴う歳出の介護認定審査会費、保険給付費、地域支援事業費、基金積立金及び諸支出金の補正、また、これらに伴う歳入特定財源、一般財源等の補正、また、財源内訳の更正でございます。

それでは、補正予算説明書により、初めに歳入について説明をさせていただきます。48ページ、49ページをお願いいたします。

1款保険料、1項保険料、1目第1号被保険者保険料6,580万9,000円の増額につきましては65歳以上の第1号被保険者の保険料の増額補正でございます。その内訳でございますが、1節現年度分特別徴収保険料5,320万円の増額は年金天引きによる保険料、2節現年度分普通徴収保険料1,049万7,000円の増額は納付書口座引き落としによる保険料、3節滞納繰り越し分保険料211万2,000円の増額は過年度分の保険料によるものでございます。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金、1節認定審査会共同設置負担金66万7,000円の減額につきましては介護認定審査会委員報酬、システム更新経費に係る中央市、昭和町の負担金の減額に伴う補正でございます。

次に、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金2,706万6,000円の増額につきましては保険給付費の増額に伴う国負担金の補正でございます。

次に、2項国庫補助金、1目調整交付金、1節現年度調整交付金1,935万8,000円の増額は調整交付金を算出する交付金調整率の再算定による増額補正でございます。

2目地域支援事業費交付金、1節現年地域支援事業交付金210万円の減額につきましては地域支援事業費の減額に伴う国補助金の減額補正でございます。

7目保険者機能強化推進交付金、1節現年度分保険者機能強化推進交付金905万円の増額

につきましては今年度から創設されました交付金の増額補正でございます。

この交付金は市町村の高齢者に対する自立支援、重度化防止等の取り組みを評価、費用ごとに算出した点数を基準として、国の予算の範囲内で交付されるものであり、歳出の3款地域支援事業費の財源の一部に充てられます。

次に、5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分介護給付費交付金322万6,000円の減額につきましては40歳から64歳までの第2号被保険者負担分の減額補正でございます。

次、2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分地域支援事業支援交付金226万8,000円の減額につきましても第2号被保険者負担分の減額補正でございます。

6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分介護給付費負担金1,922万8,000円の増額につきましては保険給付費の増額に伴う県負担分の増額補正でございます。

次に、2項県補助金、1目地域支援事業交付金、1節現年地域支援事業交付金105万円の減額につきましては地域支援事業費の減額による県補助金の減額補正でございます。

50ページ、51ページをお願いいたします。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、1節利子及び配当金21万5,000円の増額につきましては、給付準備基金の預金利子に係る増額補正でございます。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分介護給付費繰入金2,723万3,000円の増額につきましては保険給付費の増額に伴う市負担分の増額補正でございます。

次に、2目地域支援事業繰入金、1節現年地域支援事業繰入金105万円の減額につきましては、地域支援事業費の減額に伴う市負担分の減額補正でございます。

4目低所得者保健医療軽減繰入金、1節現年度分低所得者保健医療軽減繰入金5万8,000円の増額は低所得者保健医療軽減対策により公費が投入される国、県、市それぞれの負担分に応じた金額の繰入金の増額補正でございます。

5目その他一般会計繰入金、2節事務費等繰入金119万4,000円の減額は介護認定審査会委員報酬及び介護認定審査会システム更新に伴う契約差金等の減額に伴う市負担分の減額補正でございます。

次に、9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金6,046万3,000円の増額につきましては平成29年度からの繰越金に係る増額補正でございます。

次に、10款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、1節第1号被保険者延滞金1万4,000円は滞納者2人分の延滞金の増額補正でございます。

2項雑入、1目雑入、1節第三者納付金89万9,000円の増額につきましては、第三者行為による納付金の増額補正でございます。

3節雑入9,000円につきましては交付金開始の審判請求に要した費用の増額補正でございます。

以上、歳入の補正総額は2億1,784万7,000円の増額でございます。

次に、歳出の説明をさせていただきます。

補正予算説明書の52ページ、53ページをお願いいたします。

1款総務費、4項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、03介護認定審査会費186万1,000円の減額は介護認定審査会委員の1節報酬の減額及び1市1町の介護認定審査会システム更新に伴う13節の委託料及びパソコン等の18節の備品購入費の減額補正でございます。

財源内訳の特定財源その他は甲斐市の119万4,000円、中央市の38万円、昭和町の28万7,000円の減額の合計でございます。

次に、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費、19節負担金補助及び交付金4,792万円の増額につきましては01居宅介護サービス等給付費、02居宅介護福祉用具購入等費、03居宅介護住宅改修等費の増額補正でございます。

なお、2款の保険給付費の財源内訳につきましては、この後でご説明いたします3目施設介護サービス給付費を除きまして、特定財源の国の25%、支払基金第2号被保険者の27%、県の12.5%、市からの繰入金12.5%であり、一般財源は第1号被保険者保険料23%でございます。

54ページ、55ページをお願いいたします。

2目地域密着型介護サービス等給付費、19節負担金補助及び交付金3,374万円の増額につきましては01地域密着型介護サービス等給費の増額補正でございます。

3目施設介護サービス給付費、19節負担金補助及び交付金598万円の増額につきましては01施設介護サービス給付費の増額補正でございます。

財源内訳につきましては2款保険給付費のうち、この3目の施設介護サービス給付のみ国が20%、支払基金が27%、県が17.5%、市は変わらず12.5%であり、一般財源は第1号被保険者の保険料23%でございます。

次に、4目居宅介護サービス契約等給付費、19節負担金補助及び交付金2,905万円の増額

につきましては介護保険サービスを提供する際に作成するケアプラン作成料として居宅介護支援事業所に給付する費用の増額補正でございます。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費、19節負担金補助及び交付金1,263万円の増額につきましては、要支援1、要支援2の要支援認定者が利用する01介護予防サービス等給付費及び56ページ、57ページをお願いいたします。

02介護予防福祉用具購入等費の増額補正でございます。2目地域密着型介護予防サービス等給付費、19節負担金補助及び交付金96万円の増額につきましては、要支援1、要支援2の要支援認定者が利用する01地域密着型介護予防サービス等給付費の増額補正でございます。

3目介護予防サービス計画等給付費、19節負担金補助及び交付金201万円の増額につきましては、介護予防サービスを提供する際に作成するケアプランの作成料として介護予防支援事業者へ給付する費用の増額補正でございます。

次に、3項その他諸費、1目審査支払手数料、12節役務費26万3,000円の増額は介護報酬の審査に伴う国保連合会への手数料の増額補正でございます。

58ページ、59ページをお願いいたします。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、19節負担金補助及び交付金68万円の増額につきましては、要介護1から要介護5への要介護認定者が介護サービスを利用した際に支払う1割から3割相当の負担分が月額の上限を超えた場合にその超過分を給付する費用の増額補正でございます。

5項高額医療合算介護サービス等費、2目高額医療合算介護予防サービス費、19節負担金補助及び交付金5万1,000円の増額につきましては、世帯内で同じ医療保険に加入している要介護1から要介護5の要介護認定者に対しまして、1年間に支払った医療保険料と介護保険の自己負担額の合計が世帯単位で上限を超えた場合にその給付分を給付する費用の増額補正でございます。

7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、19節負担金補助及び交付金942万円の増額につきましては、要介護1から要介護5までの低所得者層の負担軽減措置として、食費軽減と居住費軽減等に係る給付費を増額補正するものでございます。

60ページ、61ページをお願いいたします。

2目特定入所者支援サービス費、19節負担金補助及び交付金1万2,000円の増額につきましては、要支援1、要支援2の低所得者層の軽減措置に係る増額補正でございます。

次に、3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援総合事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費、19節負担金補助及び交付金840万円の減額につきましては、新しい総合事業として実施しております02通所型サービス事業に係る経費を減額するものでございます。

また、歳入の際にご説明いたしました今年度創設された保険者機能強化推進交付金の増額補正に伴い、財源内訳を更正しております。

3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援総合事業費の財源内訳につきましては、特定財源の国の25%、支払基金27%、県12.5%、市からの繰入金12.5%であり、一般財源は第1号被保険者保険料の23%でございます。

また、財源内訳の更正につきましては、国の保険者機能強化交付金を増額し、同額の一般財源保険料を減額しております。

2目一般介護予防事業費、62ページ、63ページをお願いいたします。

2項包括的支援事業任意事業費、1目包括的支援事業任意事業費、4項その他諸費、1目その他諸費の財源内訳の更正も同様の理由によるものでございます。

次に、5款基金積立金、1項基金積立金、1目給付準備基金積立金、25節積立金8,529万2,000円の増額につきましては、介護保険給付準備基金積立金の増額補正でございます。

財源内訳につきましては、特定財源のほか、その他利子及び配当金の21万5,000円と一般財源は平成29年度からの繰越金、第1号被保険者の介護保険料の合計8,507万7,000円でございます。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、23節還付金利子及び割引料10万円は第1号被保険者保険料還付金の増額補正でございます。

以上、歳出の補正総額は2億1,784万7,000円の増額でございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

[発言する者なし]

○委員長（山本英俊君） 質疑ありませんね。

なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第7号の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第7号 平成30年度甲斐市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、討論、採決を行います。

本案について、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第7号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

これで議案第7号を終わります。

次に、議案第8号 平成30年度甲斐市介護保険サービス特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明、質疑は、歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

飯沼長寿推進課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 引き続きよろしくお願いたします。

議案第8号 平成30年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第1号）について、説明をさせていただきます。

補正予算説明書の67ページ、68ページをお開きください。

67ページが歳入の総括、68ページが歳出の総括でございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ173万8,000円の増額をお願いし、補正後の予算額は1,216万2,000円とするものでございます。

初めに、歳入の説明をさせていただきます。

70ページ、71ページをお開きください。

1 款サービス収入、1 項予防給付費収入、1 目予防給付費収入、1 節居宅支援サービス計画費収入67万3,000円の増額につきましては、要支援1、要支援2の要支援認定者のケアプラン作成業務に係る国保連合会からの収入の増額補正でございます。

次に、3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節繰越金106万5,000円は平成29年度からの繰越金に係る増額補正でございます。

次に、歳出の説明をいたします。

72ページ、73ページをお願いいたします。

2 款事業費、1 項居宅介護支援事業費、1 目居宅介護支援事業費、13節委託料67万3,000円の増額につきましては、要支援1、要支援2の要支援認定者をケアマネジメント業務ケアプラン原案作成を居宅介護支援事業所に委託する経費の増額補正でございます。

次に、3 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金106万5,000円の増額につきましては、平成29年度からの繰越金を一般会計へ繰り出すための増額補正でございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで議案第8号の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第8号 平成30年度甲斐市介護サービス特別会計補正予算（第1号）について、討論、採決を行います。

本案について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第8号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

これで議案第8号を終わります。

ここで職員の入替えのため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時19分

○委員長（山本英俊君） 会議を再開します。

次に、議案第14号 平成30年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明、質疑は歳入歳出一括で行います。

当局の説明を求めます。

中込環境課長。

○環境課長（中込広人君） 大変お疲れさまでございます。

環境課でございます。よろしく願いいたします。

それでは、環境課が所管いたします合併浄化槽事業特別会計2月補正につきましてご説明させていただきます。

議案書につきましては145ページから、補正予算説明書につきましては125ページからとなります。

補正額につきましては歳入歳出それぞれ936万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,001万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、補正予算説明書によりご説明させていただきます。

127ページをお願いいたします。

歳入の減額であります。国庫支出金は237万8,000円を減額し、また、繰入金は299万3,000円の減額、繰越金につきましては、9,000円の増額、市債は400万円の減額であり、合計で936万2,000円の減額をお願いするものであります。

繰越金の増額であります。9月定例市議会における決算額の確定に伴います増額であり、当初予算金額の1,000円に対しまして、決算額が9,343円となったことから、その差額分を増額するものでございます。

減額分につきましては、歳出でご説明させていただきますので、お手数ですが、132、133ページをお願いいたします。

2款事業費、1項事業費、1目合併浄化槽事業費におきましては、937万1,000円を減額するものでございまして、内訳といたしましては先ほどご説明いたしました国県支出金、地方債、その他は繰入金を減額いたすところであります。

合併浄化槽整備事業の減額の内容であります。当初予算においては13基分の合併浄化槽の設置を予定しておりましたが、本年度の整備基数は現在のところ3基の設置にとどまっております。予定数の設置が見込めないことから、予算の減額をいたすものであります。

条例の一部改正において、ご説明したところでありますが、水環境の保全には単独浄化槽から合併浄化槽への転換が必要であり、対象区域を拡大する中で今後はさらなる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

それには対象区域の周知徹底が必要でありますので、なお一層努めてまいる所存でございます。

以上、合併浄化槽事業特別会計の補正予算につきまして、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（山本英俊君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（山本英俊君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第14号の質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第14号 平成30年度甲斐市合併浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）について、討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第14号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

これで議案第14号を終わります。

これをもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。委員におかれまして、慎重審議ご苦労さまでした。

次に、その他に入ります。

委員よりその他何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） 事務局からその他ありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本英俊君） なければ、その他を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時24分